

まちづくり基本条例について（3）

市では、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを目指すため、「まちづくり基本条例」の制定に取り組んできました。条例案は、本年10月に市議会において可決・成立し、来年1月1日の施行を予定しています。

まちづくり基本条例の内容について市民の皆様にお伝えするため、第3回目をお知らせします。今回は、第1章から第4章までです。



<第1章 総則（第1条～第4条）>

総則は、この条例における基本的事項を定めています。具体的には、

- ・市民との協働によるまちづくりを進めること。
- ・この条例がまちづくりの「基本」であり、この条例の趣旨が尊重されること。
- ・市民がまちづくりに参画する機会は平等に保障されること。
- ・まちづくりに関する情報は共有すること。

などを定めています。

<第2章 市民（第5条・第6条）>

この条例における市民の権利や役割について定めています。具体的には、

- ・市民は自由な意思によりまちづくりに参画する権利を有すること。
- ・市民は市が保有する情報を知る権利を有すること。
- ・市民は、お互いに協力してまちづくりに参加するよう努めること。

などを定めています。

【「協働」とは】



まちづくりに関わるすべての人がそれぞれ対等な立場で協力し、共に考え、一緒に「行動する」と定義しています。市民の皆さんと「共に考え」「共に行動する」ことを「協働」という言葉で表現しています。この「協働」がまちづくり基本条例のキーワードとなっています。

<第3章 議会及び議員（第7条・第8条）>

この章は、議会及び議員に関する役割や責務について定めています。

議会については、

- ・市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担うこと。

・まちづくりの課題について調査研究を進めるとともに、政策形成及び立案能力の充実強化に努めること。

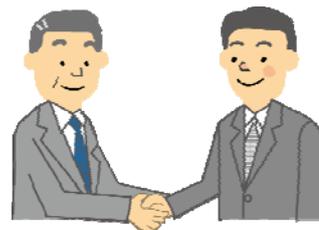
・市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めること。

を定めています。また、議員については、

・公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないこと。

・政策形成能力の研さんに努めるとともに、倫理観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければならないこと。

を定めています。



<第4章 市長、執行機関及び職員（第9条-第11条）>

この章は、市長、執行機関と職員の責務を定めています。

市長については、

・本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければならないこと。

・市政への考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成を進め、すべての市民のために市政を運営すること。

・政策形成にあたり、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場を設け、市民が市政に参画できるよう努めなければならないこと。

・職員の指導監督、優れた人材の育成と効率的で効果的な組織運営を行わなければならないこと。

を定めています。

執行機関については、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならないことを定めています。

職員については、

・市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないこと。

・職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努めること、管理職員は所属職員の指導・育成に努めなければならないこと。

・職員自らも市民としてまちづくりに参加すること。

を定めています。

*【執行機関とは】

教育委員会や選挙管理委員会など、いわゆる「行政委員会」のことをいいます。法律上、市長と独立した組織で、それぞれ権限のもと、職務を行うこととなっています。



次回は条例の条文第5章から第9章を掲載します。